昭和49年3月28日いわき市規則第12号

改正

昭和51年3月31日いわき市規則第14号 昭和59年6月30日いわき市規則第58号 平成5年3月31日いわき市規則第14号 平成8年3月1日いわき市規則第2号 平成15年3月31日いわき市規則第36号 平成16年3月31日いわき市規則第23号 平成16年12月28日いわき市規則第54号 平成19年3月28日いわき市規則第54号 平成26年3月31日いわき市規則第19号 平成26年3月31日いわき市規則第12号 平成31年3月29日いわき市規則第14号

いわき市身体障害者奨学資金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市<mark>身体障害者奨学資金</mark>支給条例(昭和49年いわき市条例第19号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(高等学校に準ずる学校)

- 第2条 条例第2条の高等学校に準ずる学校で規則で定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 中等教育学校(後期課程に限る。)
 - (2) 高等専門学校(第3学年までに限る。)
 - (3) 特別支援学校(高等部に限る。)
 - (4) 専修学校(高等課程に限る。)

(所得の範囲)

第3条 条例第2条第1号及び第2号に規定する所得は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

- 第4条 条例第2条第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額とする。
- 2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。
 - (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第 10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控 除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
 - (2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除(同法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族である障害者に係るものに限る。)を受けた者については、その控除の対象となつた障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、40万円)
 - (3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円
 - (4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を 受けた者については、35万円
 - (5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
 - (6) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者に ついては、当該免除に係る所得の額
- 第5条 条例第2条第2号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額とする。
- 2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は 第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業 共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者であるときは、40万円)
- (3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を 受けた者については、35万円
- (5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (6) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者に ついては、当該免除に係る所得の額

(申請)

- 第6条 条例第4条の規定による申請は、<mark>身体障害者奨学資金</mark>受給資格認定申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に保護者の住民票の写し及び在学証明書を添付して行わなければならない。 (決定及び通知)
- 第7条 市長は、前条の申請があつたときは、受給資格を決定し、<mark>身体障害者奨学資金</mark>受給資格認定・ 却下通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(辞退)

第8条 条例第5条の規定により<mark>身体障害者奨学資金</mark>(以下「資金」という。)を受けることを辞退しようとする受給資格者は、<mark>身体障害者奨学資金</mark>受給辞退届(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃止等の通知)

第9条 市長は、条例第7条及び第8条第2項の規定により資金の支給を停止又は廃止したときは、 身体障害者奨学資金支給停止・廃止通知書(第4号様式)により受給資格者に通知する。

(資金の返還)

第10条 市長は、資金の辞退若しくは停止又は廃止があつた場合において既に支給した資金のうち返還させるべきものがあるときは、身体障害者奨学資金返還請求書(第5号様式)により受給資格者

に請求する。

(届出)

第11条 条例第9条の規定による届出又は申請書の記載内容に変更を生じた場合における届出は、身体障害者奨学資金受給資格等変更届(第6号様式)により行わなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日いわき市規則第14号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年6月30日いわき市規則第58号)

この規則は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日いわき市規則第14号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして 引き続き使用することができる。

附 則(平成8年3月1日いわき市規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日いわき市規則第36号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日いわき市規則第23号)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして 引き続き使用することができる。

附 則(平成16年12月28日いわき市規則第54号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定及び第5条第2項の改正 規定は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後のいわき市<mark>身体障害者奨学資金</mark>支給条例施行規則の規定は、平成17年4月1日以後に資金の支給を受けようとする者に係るその者の所得並びにその者の配偶者の所得及びその者の扶養義務者でその者の生計を維持するものの

所得(以下「申請者等の所得」という。)の額の計算方法について適用し、同日前に資金の支給を 受けようとする者に係る申請者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後のいわき市身体障害者奨学資金支給条例施行規則第4条第2項及び第5条 第2項の規定は、平成18年4月1日以後に資金の支給を受けようとする者に係る申請者等の所得の 額の計算方法について適用し、同日前に資金の支給を受けようとする者に係る申請者等の所得の額 の計算方法については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月28日いわき市規則第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日いわき市規則第12号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に作成された帳票で残存するものについては、当分の間、所要の調整を行って 引き続き使用することができる。

附 則 (平成31年3月29日いわき市規則第14号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後のいわき市身体障害者奨学資金支給条例施行規則第4条第2項第2号の規定は、平成31年6月1日以後に奨学資金の支給を受けようとする者の所得並びにその者の配偶者の所得及びその者の扶養義務者でその者の生計を維持するものの所得(以下この項において「申請者等の所得」という。)の額の計算方法について適用し、同日前に奨学資金の支給を受けようとする者に係る申請者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月24日いわき市規則第52号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

4 第3条の規定による改正後のいわき市身体障害者奨学資金支給条例施行規則第4条第2項及び第 5条第2項の規定は、令和3年6月1日以後に奨学資金の支給を申請する者(以下この項において 「申請者」という。)の所得並びに申請者の配偶者の所得及び申請者の扶養義務者で当該申請者の 生計を維持するものの所得(以下この項において「申請者等の所得」という。)の額の計算方法に ついて適用し、同日前の申請者等の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。 (表面)

身体障害者奨学資金受給資格認定申請書(兼)支給台帳

年 月 日

いわき市長 様

注意 1 太枠の中だけ記入してください。

2 □のある構				印を付けて	てくださ	<i>۱</i> ،			_
申請(受給資格)者日	氏名 (フリ	ガナ	-)						`
					年	月	日	生	
申請(受給資格)者何	主所								
				電	話番号				
身体障害者手帳									
都道 府県市 第	第	号		年	月	日交付		種	級
障害名		在当	学する高等	等学校等名		±1			
				学校		科部和		第	学年
保護者氏名(フリガラ	4-1	/D 3/	生老什定			課程			
休護有氏名(ノリル)	′′	1本記	隻者住所						
安性の氏々				1006 AR-	電話				
家族の氏名 (申請者を含む。)	生年月	日	続柄	職業 (学年)	年/ 所得		扶養籍	見族数	女等
					F	9			
					F	9			
						9			
						<u> </u>			
of Labore 10 att de colo	· ·	1 77	- 10-f- 206 (bre	nn de		9			
添付書類 保護者の住 申請者の預金口座を記				明書					
名義人 (フリガナ)			□座の種類 □普通	頁 □当座	ļ]座番	号		
銀行等名	An 4			支店等名				-4-	
	銀行							店	$\overline{}$
□ 認定 認定番号	身奨	第		}	h	l			
支給期間 □ 却下 (理由	(4	F 月から		年 月	まで))
決 所長 次長	係長		係員	起案者	公印	起		•	•
裁						決施		÷	•

(裏面)

支給	年月日		支		給		額	1	带			*	5
							円						
							円						
内	容	変	更	等	記	載	欄	変	更	等	年	月	日
変更前													
変更後										•	·		
変更前											_		
変更後													

特記事項	

身体障害者奨学資金受給資格却下通知書

	様			年	月	Ħ
			いわき市長			6 0
認定内容	□認	定	□ 却	下		
認定番号	身奨第	뮺	却下の理由			
奨学資金の額	月額	円				
支給開始時期	年	月から				

備考 受給資格の認定を受けた方の住所等について変更があつたときは、速やかに身体 障害者奨学資金受給資格等変更届を提出してください。

身体障害者奨学資金受給辞退届

年 月 日

いわき市長 様

住 所 (フリガナ) 届出者 氏 名 (受給者) 電話番号

認定番号										
	身奨第				뮺					
辞退の理由										
		決	所	長	次	長	係	長	係	員
		裁								

身体障害者奨学資金支給廃止通知書

年 月	手 日
-----	------------

様

いわき市長 回

認定番号					
		身奨第	뮹		
	停	币	□ 廃	正	
停止の理由			廃止の理由		
停止期間	年 年	月 日から 月 日まで	廃止年月日 年	月日	

身体障害者奨学資金返還請求書

		年	月	日
様				
	いわき市長			包

認定番号						Ì
	身奨第			뮺		
返還請求金額						
		円 (年	月から	年	月まで)
返還請求の理由						

身体障害者奨学資金受給資格等変更届

年 月 日

いわき市長 様

住 所 いわき市 (フリゴナ) 届出者 氏 名 電話番号 ()

注意 口のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

受給資格	者上	5名	(フ	リガナ)				認定番号		
									身奨	第	뮺
受給資格	4の変	更									
	死	亡	(年	月	日)					
	退	学	(年	月	日)					
	休	学	(年	月	日から	年	月	日まで)		
	停	学	(年	月	日から	年	月	日まで)		
申請書内	住	所 きの ²	更 状況		更前 更後						

預金口座振込先を変更する場合は、次に記入してください。

名義人	指定口座	口座番号
銀行等名		支店等名

所長 次長 係長 係 員